

第8章 申告、納付及び還付

第1節 所得税の申告納税方式

我が国の国税については、納税者が自ら税額を計算し、自ら納税する申告納税方式を基本としている。この節では、所得税の申告及び納付について学習する。

学習のポイント

- 1 申告納税方式とは、どのようなものか
- 2 所得税の申告時期は、どのようになっているのか
- 3 所得税額の納税時期は、どのようになっているのか

1 申告納税方式

申告納税方式とは、納税者自身が一暦年の所得金額とその所得金額に対する税額を計算して確定申告を行い、その申告に基づき自主的に納付することをいう（この自主的に申告、納付するということは、決して自由にしてよいという意味ではなく、法律に従って正しく計算するということである。）。

【参考】 所得税については、その年の所得について、翌年2月16日から3月15日までの間に確定申告書を提出し、納税する申告納税制度を骨子としているが、源泉徴収制度や予定納税制度の方法を併せて採用している。

2 所得税の申告時期

確定申告義務のある者は、その年分の所得や税額を計算し、翌年2月16日から3月15日までの間に、確定申告書を提出しなければならない（法120①）。

（注）1 納税者が死亡した場合には、その相続人は、原則として相続の開始のあったことを知った日の翌日から4か月以内に被相続人の所得について、確定申告（通常「準確定申告」という。）をしなければならない（法124、125）。

2 納税者が、納税管理人の届出をしないで出国（国内に住所も居所も有しなくなる）する場合には、原則としてその出国の時までに確定申告（通常「準確定申告」という。）をしなければならない（法2①四十二、126、127）。

3 所得税額の納付時期

確定申告により確定した所得税額は、申告書提出期限までに納める（法128、129、130）。

区 分	申告期限及び納期限
確定申告（法120）	その年の翌年の2月16日から3月15日
死亡による準確定申告 （法124、125）	相続の開始があったことを知った日の 翌日から4か月以内
出国による準確定申告 （法126、127）	出国の時まで

第2節 予定納税

確定申告時に多額の税額を一時に納付することは、納税者にとっても負担であり、また、国も歳入の平準化を図る必要があるなどのため、予定納税制度が設けられている。この節では、その予定納税の制度について学習する。

学習のポイント

- 1 予定納税とは、どのようなものか
- 2 予定納税の義務と予定納税額の納付時期は、どのようになっているのか

1 予定納税

所得税の納税は、納税者がその年の経過後において納税額等を申告し、その申告した税額を自主的に納付することを建前としているが、①確定申告時に一時に多額の税額を納付することは、納税者にとって非常に負担となること、②国としては歳入を平準化する必要があること、③所得の発生の都度、それに応じて納税するのが理想であることなどの理由から、所得の発生する期間中に予定納税の方法を先行し、併せて源泉徴収の方法を広範囲に採り入れている。

予定納税や源泉徴収による納税は、その年の所得税額が確定する前に、いわば概算で分割納税することである。したがって、その年分の課税標準等及び納税額が確定したときは、確定申告によって精算することとなる（ただし、大部分の給与所得者については、年末調整が行われることにより、確定申告が不要になる。）。

予定納税とは、前年に一定額以上の納付税額がある納税者について、その年分の所得税の確定申告をして納税する前に、その年分の所得税額を7月と11月に分けて概算で分割納税する制度である。

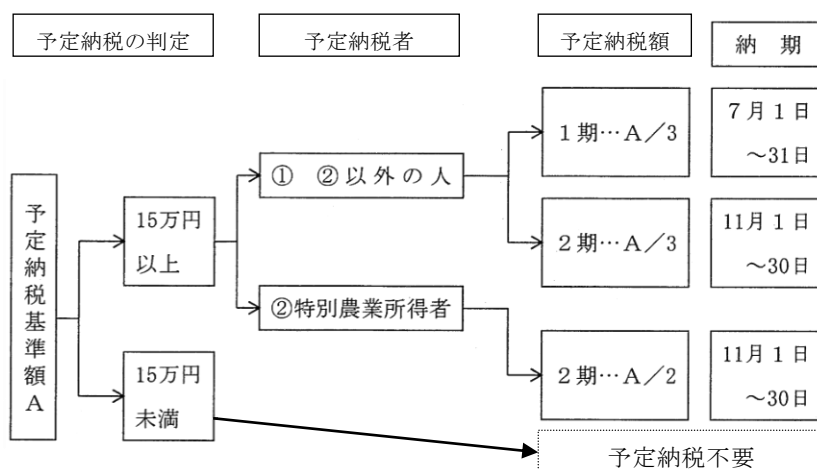
なお、この制度は、前年に所得があれば通常本年も所得があり、しかも通常の場合あまり大きな変化はないと考えられるので、その前年の実績（確定申告等）に基づいて、税務署長が予定納税額を計算して納税者に通知し、3分の1ずつを7月と11月の2回（特別農業所得者の場合は、2分の1を11月に1回）に納付するものである。ただし、

その年の所得税額が、前年分の所得税額を下回ると見込まれる場合は、申請に基づき、予定納税額を減額する方法が採られている。

2 予定納税の義務と予定納税額の納付時期

その年の5月15日の現況で予定納税基準額が15万円以上である者は、次図のとおり予定納税額を納付する（法104、105）。

平成25年から平成49年までの各年分の予定納税基準額は、所得税及び復興特別所得税の合計額で計算する（復興財確法16）。



(注) 特別農業所得者……法2①三十五参照

3 予定納税基準額の計算

予定納税基準額の計算方法（法104①）

算式

前年分の利子、配当、不動産、事業、給与の各所得の金額の合計額（A）

前年分の所得控除の合計額（B）

$$(A - B) \times \text{税率} - A \text{の源泉徴収税額} \times 100/102.1 = C$$

$$C + C \times 2.1\% \text{（復興特別所得税）} = \text{予定納税基準額}$$

(注) 1 予定納税基準額の計算に当たっては、見込み計算であることから、原則として、その年5月15日において確定している前年実績の課税総所得金額のうち、本年は生じないと考えられる臨時的な所得（譲渡所得、一時所得、雑所得及び臨時所得）の金額及びそれに係る源泉徴収税額を除外して計算する。

2 平成25年分から平成49年分の源泉徴収税額には、復興特別所得税が含まれていることから、源泉徴収税額に102.1分の100を乗じて所得税に係る源泉徴収税額を計算する。

【参考通達番号】

基通104-1

【設例】 平成29年5月15日現在において、確定している平成28年分の所得金額の内容は、次のとおりである。平成29年分の予定納税基準額の基礎となる所得金額を求めよ。

配当所得の金額（株式）	200,000円
事業所得の金額	3,800,000円（うち臨時所得の金額1,000,000円）
長期譲渡所得の金額	1,000,000円
雑所得の金額	150,000円
計	5,150,000円

【答】

1 平成28年分の総所得金額

（配当） （事業） （譲渡） （雑） （総所得金額）
 $200,000円 + 3,800,000円 + (1,000,000円 \times 1/2) + 150,000円 = 4,650,000円$

2 平成29年分の予定納税基準額の基礎となる所得の金額

（配当） （事業）
 $200,000円 + (3,800,000円 - 1,000,000円) = 3,000,000円$

4 予定納税額の通知及び予定納税額の減額承認の申請

- (1) 予定納税額は、税務署長が計算して、その年の6月15日までに書面で通知することになっているので、納税者は申告等を要しない（法106）。
- (2) 予定納税額は、予定納税基準額に基づいて計算されるのが原則であるが、その年6月30日又は10月31日の現況で、廃業した場合や災害を受けた場合など、その年の所得税額（全てその年分の見積額で計算する）が、前年の所得税額を下回ると見込まれる場合は、①第1期及び第2期については7月15日までに、②第2期については11月15日までに、予定納税額の減額承認の申請を行うことができる（法111）。

「予定納税額の減額承認申請書」の提出があった場合には、税務署長は、その調査を行い、申告納税見積額の承認をし、若しくは申告納税額を定めて承認し、不適當であると認めれば却下する（法111～114）。

【参考】申告納税の手續等は、次表のとおりである。

適用条文	期日	申告と納税の手續
法106①	6月15日	予定納税額の通知(特別農業所得を除く。)
法111①	7月15日	予定納税額の減額承認の申請
法104①	7月31日	第1期分納税
法109①	10月15日	予定納税額の通知(特別農業所得者)
法111②	11月15日	予定納税額の減額承認の申請
法104① 法107①	11月30日	第2期分納税
(翌年)		
法120① 法128	3月15日	確定申告
(5年以内)		
通則23①	3月15日	確定申告の更正の請求
法2①三十九 通則19、35	随時	修正申告

【参考通達番号】

基通106-1、106-2、111-1～114-1

第3節 確定申告並びにこれに伴う納付及び還付

所得税法上、所得は一暦年を計算期間とするために、一暦年が経過して初めて所得の金額と所得税額が計算できることになる。したがって、予定納税及び源泉徴収の制度により予め納付した所得税があれば、これを精算して第3期分の納付すべき所得税額を確定させる必要があることから、その年の所得税額の精算をするという意味において、確定申告をすることとされている。

申告には、一般的な確定申告のほかに、死亡又は出国の場合等の確定申告（通常これを「準確定申告」という。）及び修正申告があり、このほかに、更正の請求がある。

確定申告は、原則として翌年2月16日から3月15日までの間に確定申告書を提出して行うのであるが、納税者自身によるその年分の所得金額及び税額の確定手續として現行所得税制上極めて重要な地位を占めている。この節では、確定申告及びこれに伴う納付等の諸手續について学習する。

復興特別所得税については、基準所得税額に2.1%を乗じて計算され、所得税と併せて申告しなければならない。所得税及び復興特別所得税の申告書には、基準所得税額、復興特別所得税額等一定の事項を併せて記載することになる。

学習のポイント

- 1 確定所得申告とは、どのようなものか
- 2 還付を受けるための申告とは、どのようなものか
- 3 修正申告とは、どのようなものか
- 4 納付の方法は、どのようなになっているのか

1 確定所得申告

(1) 確定所得申告を要する者

次の条件に該当する場合には、確定申告書の提出義務がある（法120①）。

条 件

[第1判定]

総所得金額、退職所得金額、山林所得金額の合計額 > 各所得控除の合計額

[第2判定]

課税総所得金額(A)、課税退職所得金額(B)、課税山林所得金額(C)

A、B、C × 税率 = 年税額の合計額 > 配当控除額

(注) 確定申告書の記載事項については、120①、122、123②を参照。

【設例1】 次の者は、平成28年分の確定申告の義務があるか。(単位 円)

- 1 配当所得の金額650,000 (A会社400,000、B会社200,000、C会社50,000、いずれも配当計算期間は12か月である。)
- 2 不動産所得の金額300,000
- 3 給与所得の金額2,300,000
- 4 控除対象配偶者(年齢50歳)あり。扶養親族2名(16歳、17歳の子)
- 5 社会保険料控除額100,000、生命保険料控除額(旧生命保険、旧個人年金)100,000、地震保険料控除額50,000

(注) 配当所得は、全て非上場株式の配当であり、可能なものは確定申告不要制度を選択することとする。

【答】 総所得金額は、

(配当所得の金額) (不動産所得の金額) (給与所得の金額)

(650,000 - 50,000) + 300,000 + 2,300,000 = 3,200,000 (総所得金額)

<第1判定>

(総所得金額) (所得控除の合計額) (社保) (生保) (地震保) (配偶者)

3,200,000 > 1,770,000 (100,000 + 100,000 + 50,000 + 380,000

(扶養) (基礎)

+ 760,000 (380,000 × 2) + 380,000)

<第2判定>

$3,200,000 - 1,770,000 = 1,430,000$ (課税総所得金額)

法89①で税額を求める。 (算出税額) (配当控除額)

$71,500 > 60,000$ ……要申告

【設例2】 次の者は、平成28年分の確定申告の義務があるか。 (単位 円)

- 1 配当所得の金額300,000 (A会社分で配当計算期間は12か月である)
- 2 不動産所得の金額1,600,000
- 3 扶養親族2名 (17歳、21歳の子)
- 4 医療費支払額330,000、社会保険料控除額55,000

(注) 配当所得は、非上場株式の配当である。

【答】

<第1判定>

(配当所得の金額) (不動産所得の金額) (総所得金額) (所得控除の合計額)

$300,000 + 1,600,000 = 1,900,000 > 1,680,000$

$330,000 - 95,000 (1,900,000 \times 5\%) = 235,000$ (医療費控除額)

(医療費) (社保) (扶養) (基礎)

$235,000 + 55,000 + 1,010,000 (380,000 + 630,000) + 380,000 = 1,680,000$

<第2判定>

$1,900,000 - 1,680,000 = 220,000$ (課税総所得金額)

法89①で税額を求める。

(算出税額) (配当控除額)

$11,000 < 300,000 \times 10\% = 30,000$ (配当控除をすべき金額は11,000) ……申告不要

(注) この場合は、確定申告の義務はないが、次の2で述べるところの「還付を受けるための確定申告」ができる。

(2) 確定所得申告を要しない者

年末調整を受けた給与所得者などで、次の場合には、前記(1)の確定申告を要する者に該当していても、確定申告書を提出する必要はない。

イ 給与所得がある者 (給与等の収入金額が2,000万円以下のものに限る。)

(イ) 1か所から給与等を受ける場合

給与所得及び退職所得以外の所得金額の合計額 $\leq 200,000$ 円 (法121①一)

(ロ) 2か所以上から給与等を受ける場合

A 従たる給与等の収入金額＋給与所得及び退職所得以外の所得金額の合計額 ≤ 200,000円（法121①二イ）

B Aに該当する場合を除き、

給与等の収入金額 ≤ 1,500,000円＋社会保険料控除額＋小規模企業共済等掛金控除額＋生命保険料控除額＋地震保険料控除額＋障害者控除額＋寡婦（寡夫）控除額＋勤労学生控除額＋配偶者控除額＋配偶者特別控除額＋扶養控除額の場合で、かつ、給与所得及び退職所得以外の所得金額 ≤ 200,000円（法121①二ロ）

なお、上記(イ)又は(ロ)に該当する場合であっても、同族会社の役員等で、その同族会社から貸付金の利子や資産の賃貸料を収受している場合には、確定申告書の提出義務がある（法121①ただし書、令262の2）。

(注) 1 給与所得者で、その年中に支払を受けるべき給与等の収入金額が2,000万円を超える場合は、年末調整を行わないので確定申告書の提出が必要である（法121①、190）。

2 源泉徴収義務のない者（常時家事使用人2人以下又は在日外国公館等）から給与の支払を受ける者又は国外で給与の支払を受ける者は、源泉徴収が行われないことから、確定申告書の提出が必要である（法121、184）。

3 給与所得及び退職所得以外の所得金額には、源泉分離課税とされる利子所得の金額等及び確定申告を要しない配当所得のうち確定申告をしないことを選択したものは含まない。

ロ 退職所得がある者

(イ) その年分の退職手当等の全部について、所得税法199条及び201条1項の規定による所得税を徴収された場合（法121②一）。

(ロ) (イ)を除き、その年分の退職手当等について、所得税法第89条を適用して算出される所得税額以上の所得税の額が源泉徴収された場合（法121②二）。

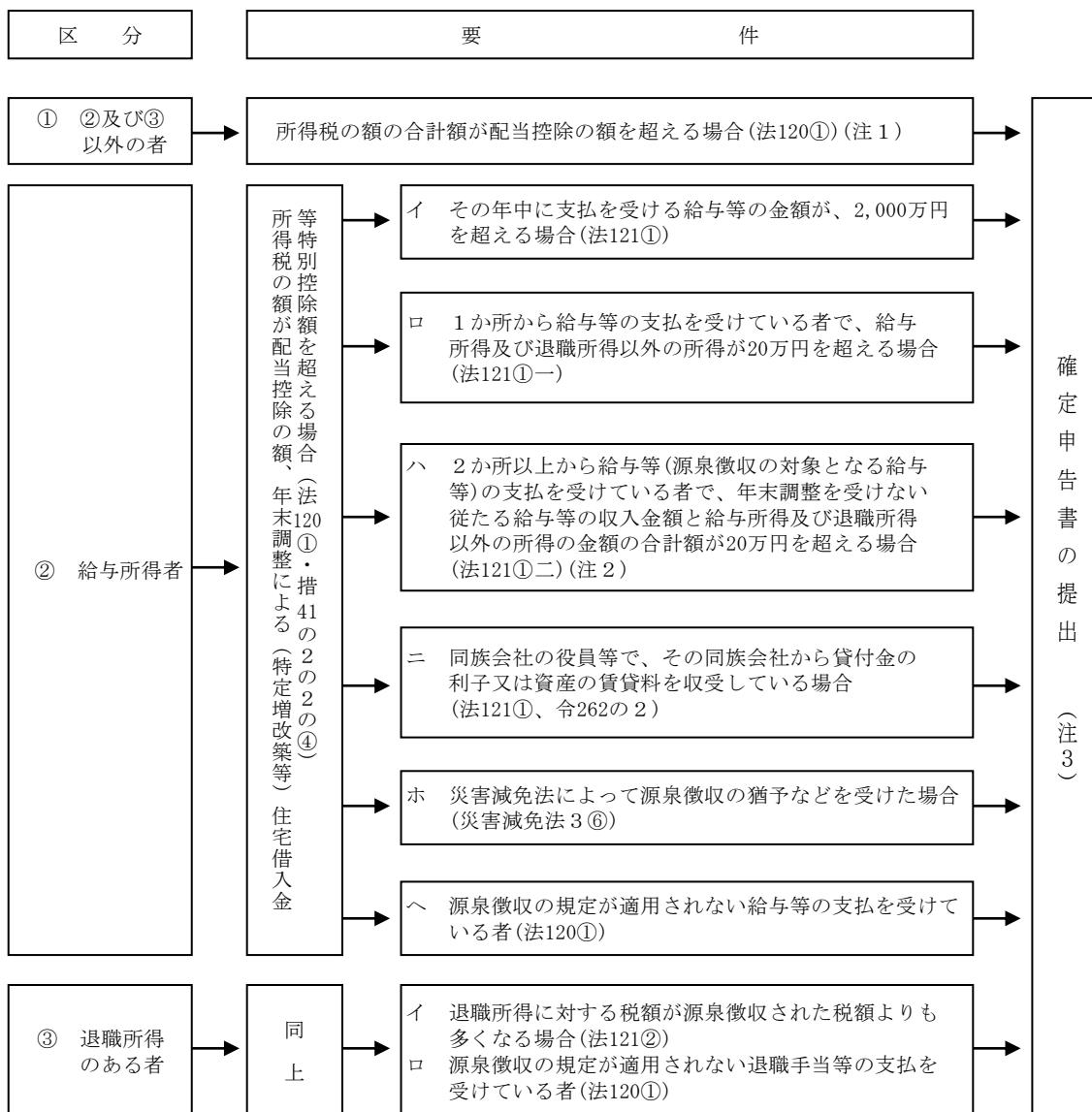
ハ 公的年金等に係る雑所得がある者（平成23年分以後の所得税において適用）

その年において公的年金等に係る雑所得を有する居住者で、その年中の公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、その年分の公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、その年分の所得税について確定申告書を提出することを要しない（法121③）。

(注) 1 上記の場合であっても、例えば、医療費控除による所得税の還付を受けるための申告書を提出することができる。

2 公的年金等以外の所得金額が20万円以下で所得税の確定申告書の提出を要しない場合であっても、住民税の申告は原則として必要である。

《まとめ》所得税の確定申告を提出しなければならない者（平成28年分）

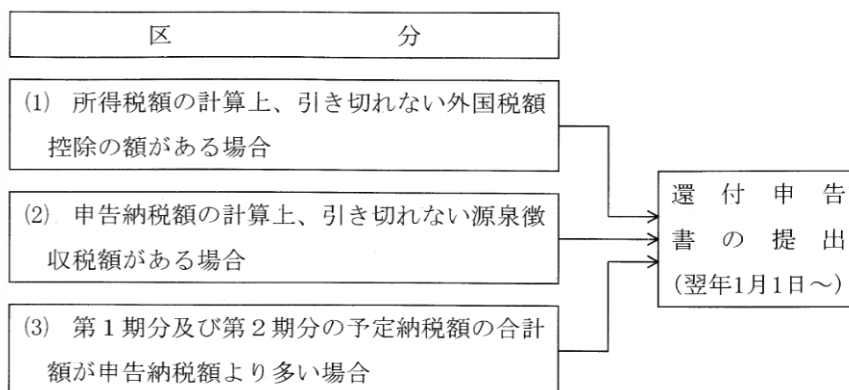


(注) 1 上記①に該当する場合であっても、前記(2)ハ(公的年金等に係る雑所得がある場合)に該当する場合は、確定申告を要しない(法121③)(平成23年分以後の所得税について適用)。
 2 上記②ハに該当する場合であっても、その年中の給与等の金額から社会保険料控除の額、小規模企業共済等掛金控除の額、生命保険料控除の額、地震保険料控除の額、障害者控除の額、寡婦(寡夫)控除の額、勤労学生控除の額、配偶者控除の額、配偶者特別控除の額及び扶養控除の額の合計額を差し引いた残額が150万円以下で、かつ、給与所得及び退職所得以外の金額の合計額が20万円以下の人は、確定申告をする必要はない(法121①二)。
 3 平成28年分の所得税について、上記①から③に該当し、所得税の確定申告書を提出しなければならない者は、当該申告書を平成29年2月16日から同3月15日までの間に納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。ただし、源泉徴収税額等の還付又は予定納税額の還付を受ける者の場合にあっては、上記に関わらず、平成29年1月1日から同3月15日までの間となる(法120①、⑥、平23改正法附則2、通則法10②)。

【設例】 確定申告の要否の判定（平成28年分）				（単位 円）		
1 法121①二号イの場合（二以上の給与等の支払を受けている場合）						
例	従たる給与等の収入金額		給与所得及び退職所得以外の所得金額		申告は	
(1)	200,000		0		不要	
(2)	210,000		0		要	
(3)	110,000		100,000		要	
2 法121①二号ロの場合（二以上の給与等の支払を受け、上記1以外の場合）						
例	その年中の給与等の収入金額	比較	基準額	給与所得及び退職所得以外の所得金額	申告は	
(1)	800,000	≦	1,500,000+ 社会保険料 小規模企業共済等掛金 生命保険料 地震保険料 障害保険料 寡婦（寡夫） 勤労学生 配偶者特別 扶養 の各控除額の合計額	かつ	80,000	不要
(2)	1,000,000	≦			220,000	要
(3)	2,800,000	>			80,000	要
(4)	1,500,000	≦			220,000	要

2 還付を受けるための申告

確定申告書を提出する義務のない場合であっても、その年の予定納税額又は源泉徴収税額が、その年の年税額を超えるときなどには、所得税及び復興特別所得税の還付を受けるため、確定申告書を提出することができる（法122①）。



(注) 給与所得者でほかに所得がない場合、通常は年末調整により納税が完了し、確定申告書の提出は不要であるが、年末調整において適用することができない雑損控除、医療費控除、寄附金控除や住宅借入金等特別控除（初年度分）がある場合等は、確定申告によって、各控除等の適用を受けられる。具体的には、次のような場合、確定申告書を提出することにより源泉徴収された所得税額の全部又は一部が還付される場合がある。

- | | |
|------------------------------|--------------|
| ① マイホームをローンなどで取得した場合 | (住宅借入金等特別控除) |
| ② 多額の医療費を支払った場合 | (医療費控除) |
| ③ 災害、盗難及び横領にあった場合 | (雑損控除) |
| ④ 年途中で退職し、再就職していない場合 | (年末調整未済) |
| ⑤ 給与所得者が給与所得控除額を超える特定支出をした場合 | (特定支出控除) |

3 確定損失申告

その年に生じた純損失の金額又は雑損失の金額がある場合で、①その年の翌年以降において、純損失の繰越控除（法70）や雑損失の繰越控除（法71）の適用を受けようとする場合、又は②純損失の繰戻しによる還付（法142）の適用を受けようとする場合は、**確定損失申告書**を提出することができる（法123①）。

4 修正申告

確定申告書を提出した後で、①所得の金額、所得控除額、税額計算又は税額控除に誤りがあり、更に納付すべき税額が増えるとき、あるいは、②還付を受けた税額が過大であるとき等には、その申告について税務署長の更正があるまでは、その間違いを自発的に是正するため、修正申告書を提出することができる（通則法19）。

5 更正の請求及び更正の請求の特例

(1) 確定申告書を提出した後で、所得金額や税額などを実際より多く申告していたことに気付いたときは、原則として法定申告期限から5年以内に、更正の請求を行うことができる（通則法23①）。

(2) 更正の請求は、①国税通則法第23条第2項に定めている後発的事由（申告等の際に所得金額や税額の計算の基礎となった事実が、判決等によって、それと異なることが確定したときなど。）に基づいてできるほか、②所得税法第152条及び第153条に、更正の請求の特例として定める次に掲げるような事実が生じたことにより、国税通則法第23条第1項の事由が生じたときは、それぞれその事実が生じた日の翌日から2か月以内にこれを行うことができる（通則法23②、法152、153）。

イ 事業廃止後の年分に返品による損失等の必要経費の額が生じたとき（法63）。

ロ 事業所得から生ずる所得以外の所得の収入金額若しくは総収入金額（不動産所得又は山林所得を生ずべき事業から生じたものを除く。）の全部又は一部を回収することができなくなったときなど（法64）。

6 確定申告書に添付する書類

(1) 確定申告書等を提出し、次の控除を受ける場合には、控除の種類ごとに、その金額及び控除に関する事項を確定申告書に記載し、それらの金額、事項を証明する書類等を添付又は提示しなければならない。また、給与所得、公的年金等に係る雑所得を有

する者等は、源泉徴収票を必ず添付しなければならない（法120①、120③、122③、123③、令262③）。

なお、年末調整の際に既に控除されている所得控除に係るものについては、添付又は提示をする必要はない（令262①）。

区 分	添 付 又 は 提 示 す る 書 類
雑損控除	災害関連支出の領収書等
医療費控除	医療費の領収書等
社会保険料控除	国民年金の保険料及び国民年金基金の掛金の額を証する書類
小規模企業共済等掛金控除	掛金の額を証する書類
生命保険料控除	払込保険料等を証明する書類（一般の生命保険に係るものについては、一つの契約についての支払額が9,000円以下のものは除く。）
地震保険料控除	掛金の額を証する書類
寄附金控除	特定寄附金の明細書、領収書及び主務官庁等の証明書の写し等
勤労学生控除	各種学校等の生徒の場合は、在学証明書等

（注）地震保険料控除は、平成18年改正により、損害保険料控除を改組し創設され、平成19年分以後の所得税について適用されている（平18改正法附則10）。

(2) 個人がe-Tax（国税電子申告・納税システム）を利用して確定申告書の提出を行う場合において添付又は提示すべき次に掲げる第三者作成書類については、その記載内容を入力して確定申告情報と併せて送信することによって、添付又は提示に代えることができる（国税関係法令の行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令5①②）。

この場合において、税務署長は原則として確定申告期限から5年間（法定申告期限が平成23年12月2日より前のものは3年間）、その入力内容の確認のため、e-Tax（国税電子申告・納税システム）を利用して確定申告書の提出を行った者に対し、その第三者作成書類の提出又は提示させることができる（上記の省令5③）。

なお、これに応じなかった場合には、その第三者作成書類については、確定申告書に添付されていないものとして取り扱われる（上記の省令5④）。

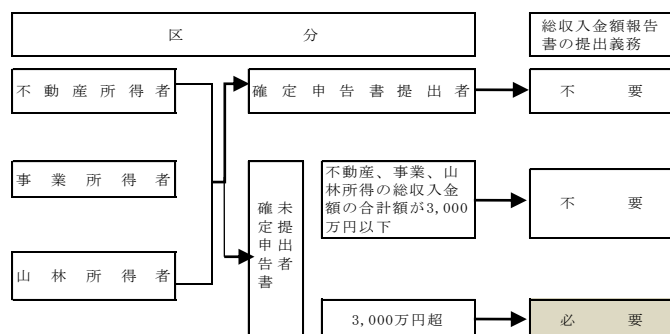
- ① 給与所得者の特定支出の控除の特例に係る支出の証明書
- ② 個人の外国税額控除に係る証明書
- ③ 雑損控除の証明書
- ④ 医療費の領収書
- ⑤ 社会保険料控除の証明書
- ⑥ 小規模企業共済等掛金控除の証明書
- ⑦ 生命保険料控除の証明書
- ⑧ 地震保険料控除の証明書
- ⑨ 寄附金控除の証明書
- ⑩ 勤労学生控除の証明書
- ⑪ 給与所得、退職所得及び公的年金等の源泉徴収票
- ⑫ バリアフリー改修特別控除に係る借入金年末残高等証明書（注1）
- ⑬ 省エネ改修特別控除に係る借入金年末残高等証明書（注2）

- ⑭ オープン型証券投資信託の収益の分配の支払通知書、配当等とみなされる金額の支払通知書、上場株式配当等の支払通知書（注2）
 - ⑮ 住宅借入金等特別控除に係る借入金年末残高等証明書
 - ⑯ 特定口座年間取引報告書
 - ⑰ 政党等寄附金特別控除の証明書
 - ⑱ 認定NPO法人等寄附金特別控除の証明書（注3）
 - ⑲ 公益社団法人等寄附金特別控除の証明書（注3）
 - ⑳ 特定震災指定寄附金特別控除の証明書（注3）
- （注） 1 平成20年分以後の所得税について適用されている。
 2 平成21年分以後の所得税について適用されている。
 3 平成23年分以後の所得税について適用されている。

(3) 不動産所得、事業所得又は山林所得を有する者は、それらの所得に係る総収入金額及び必要経費の内容を明らかにする書類（いわゆる「収支内訳書」）を添付しなければならない（法120④）。

7 確定申告がない者の総収入金額報告書の提出義務

確定申告書を提出する必要がない者であっても、その年中に不動産所得、事業所得又は山林所得を有する者は、それらの所得に係る総収入金額の合計額が3,000万円を超える場合には、総収入金額報告書とその年の翌年3月15日まで提出しなければならない（法233）。



8 死亡又は出国の場合の確定申告

(1) 死亡した場合

確定申告義務のある者が、確定申告書の提出期限までに提出しないで死亡した場合や年の途中で死亡した場合には、その相続人は、原則として相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に被相続人の所得について、確定申告（通常「準確定申告」という。）をしなければならない（法124、125）。

(2) 出国する場合

確定申告義務のある者が、確定申告書の提出期限までに納税管理人の届出をしないで出国する場合には、原則として、その出国の時までに確定申告（通常「準確定申告」

という。)をしなければならない(法2①四十二、126、127)。

【参考法令・通達番号】

令263、基通124・125-1～124・125-4、127-1

9 納付の方法

確定申告書を提出した者は、第3期分の納税額(「年税額－(源泉徴収税額＋予納税額)」)を納付書に記載して、2月16日から3月15日までに国に納付しなければならない(法128)。

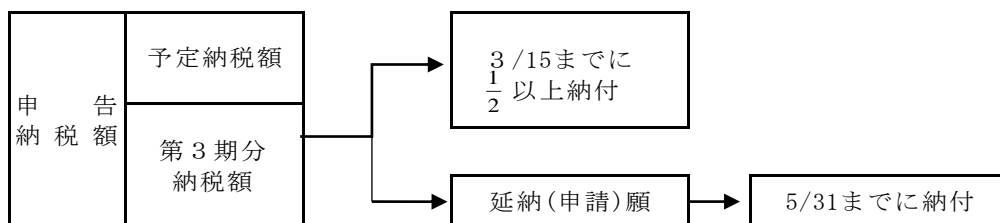
(注) 1 確定申告書を提出すべき者が死亡した場合には、相続の開始を知った日の翌日から4か月を経過した日の前日までに納付しなければならない(法129)。

2 出国の時までに確定申告を提出した場合には、出国の時までに納付しなければならない(法130)。

10 延納の方法

確定申告書の提出により納付すべき第3期分の所得税額及び復興特別所得税の2分の1以上の金額を納期限までに納付し、延納を申請したときは、その残額については5月31日まで延納することができる(法131、復興財確法18④)。

なお、延納の届出をして延納する場合には、延納の期間に応じ、年7.3%の割合による利子税を納付しなければならない(通則法64、法131③、復興財確法18⑥)。



(注) 平成26年1月1日以降の期間に対応する利子税の割合は、各年の特例基準割合(各分納期間の開始の日の属する年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に年1%の割合を加算した割合)が年7.3%に満たない場合、その年中においては、当該特例基準割合で計算する(措法93①、平25改正措法附則90)。

11 還付

確定申告書の提出があった場合において、次に該当する場合は、その過納税額が還付される(法138、139)。

(1) 年税額 < 外国税額控除＋源泉徴収税額

(2) 年税額 < 予定納税額

(注) 1 青色申告書を提出する者に、その年において生じた純損失がある場合には、「純損失の繰戻しによる還付」による還付の請求ができる(法140、142)。

- 2 本税額を還付する場合には、還付額を計算する基礎となる期間に応じて計算した還付加算金が加算される（通則法58、法138、139）。
- 3 源泉徴収税額のうち納付されていないものがある場合は、還付金のうちその納付されていない部分の金額については、その納付があるまでは還付されないこととされている（法138②）。しかしながら、還付（又は充当）に当たっては、源泉徴収があれば納付があったものとみなされるので（法223）、給与や報酬などが未払のため源泉徴収が行われていないときにだけ、それに対応する部分が還付されない。

第4節 青色申告

申告納税制度が有効かつ円滑に実施されるためには、納税者が自ら正しい記帳に基づく適正な申告と納税を行うことを推進する必要がある。そこで、真の申告納税制度を確保発展させるために、シャープ勧告に基づく昭和25年の税制改革で青色申告制度が設けられた。そして、この制度の普及を図るための施策として、青色申告者に種々の特典を与えている。この節では、その**青色申告制度**の概要について学習する。

学習のポイント

- 1 青色申告とは、どのようなものか
- 2 青色申告の承認申請手続は、どのように行うのか
- 3 青色申告者の備付けるべき帳簿書類とその保存は、どのようになっているのか

1 青色申告

- (1) 青色申告とは、一定の帳簿を備付け、それに基づいて正確に所得を計算する納税者について税法上の特典を与えることを内容とするものである。
 - イ 青色申告をすることのできる居住者は、不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき業務を行う者である（法143）。
 - ロ 青色申告の要件としては、次のことが必要である。
 - (イ) 税務署長へ、青色申告の承認申請書を提出して、あらかじめ承認を受けること（法144）。
 - (ロ) 一定の帳簿書類を備付けて、これに事業所得等の金額に係る取引を記録し、かつ、これを保存すること（法148）。
- (2) 青色申告者に与えられている特典には、①適正な青色事業専従者給与額の必要経費算入、青色申告特別控除等の他、②帳簿調査によらない更正の制限及び更正の理由附記などがある。

【参考通達番号】

基通143-1

【参考】青色申告の主な特典一覧

根拠法	特典項目	青色申告の場合	白色申告の場合
所得 税 法	専従者給与 (法57①)	原則として、全額必要経費に算入できる。	専従者1人当たり最高50万円(配偶者は最高86万円)を限度として、控除が受けられる(法57③)。
	現金主義 (法67)	前々年分の不動産及び事業の所得金額の合計額が300万円以下の人は、現金主義によって所得計算ができる。	適用できない。
	純損失の繰越控除 (法70①)	翌年以降3年間繰越控除ができる。	変動所得又は被災事業用資産の損失に限って、繰越控除ができる(法70②)。
	純損失の繰戻還付 (法140、141)	前年分の所得税額から還付が受けられる。	適用できない。
	更正の制限 (法155①、156)	帳簿調査に基づかない推計課税による更正を受けることはない。	推計による更正・決定される場合がある。
	更正の理由附記 (法155②)	更正通知書にその更正の理由を附記しなければならない。	不利益処分に対して理由附記しなければならない(通法74の14)。(注)
	引当金 (法52、54)	貸倒引当金、退職給与引当金等の一定の引当額を必要経費に算入できる。	貸倒引当金に限り一定の引当金を必要経費に算入できる。
	低価法 (令99①)	棚卸資産の評価方法の低価法が認められる。	適用できない。
租 税 特 別 措 置 法	青色申告特別控除 (措法25の2)	総収入金額から必要経費を控除し、更に最高65万円を差し引くことができる。	適用できない。
	中小企業者の少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入の特例 (措法28の2)	中小企業者である青色申告者が取得価額30万円未満の減価償却資産を取得した場合、取得価額の全額を必要経費に算入できる。なお、その年分の取得価額の総額が300万円を超えるときは、その超える部分に係る減価償却資産は対象とならない。	適用できない。
	減価償却費 (措法10の2の2ほか)	エネルギー環境負荷低減推進設備等を取引した場合等の特別償却費を必要経費に算入することができる。	適用できない。
	準備金 (措法20の2ほか)	特定災害防止準備金などの準備金を必要経費に算入することができる。	適用できない。
	所得税額の特別控除 (措法10、10の2ほか)	試験研究を行った場合やエネルギー環境負荷低減推進設備等を取引した場合等には、所得税額の特別控除が適用される。	適用できない。

(注) 白色申告者に対して、平成25年1月1日以後に行う不利益処分については、その処分の理由を附記しなければならない。

ただし、平成25年において記帳・帳簿等保存義務が課されていない者に対する処分理由の記載については、平成26年1月1日から適用されている。

2 青色申告の承認申請手続

- (1) 青色申告の承認を受けようとする者は、その年の3月15日までに青色申告承認申請書を税務署長に提出する。ただし、その年の1月16日以後、新たに業務を開始したときは、その開始の日から2か月以内に、その手続を行う（法144）。
- (2) 青色申告の承認申請があった場合には、税務署長は備付けの帳簿書類等を調査し、所定の備付け、記録又は保存が行われているかを確認した上で、承認又は却下の処分をする（法145、146）。

なお、その年の12月31日（その年の11月1日以後新たに業務を開始した場合には翌年2月15日）までに承認又は却下の処分がなかったときには、その日において承認があったものとみなされる（法147）。

【参考通達番号】

基通144-1

3 青色申告の承認の取消し

次に掲げる事由の一に該当する事実がある場合には、その事実があった年に遡って青色申告の承認が取り消される（法150）。

- (1) 帳簿書類が所定の規定に従って備え付けられていないこと。
- (2) 帳簿書類について税務署長の必要な指示（法148②）に従わなかったこと。
- (3) 帳簿書類に取引を隠ぺい又は仮装して記載し、その他その記載事項の全体についての真実性を疑うに足る相当の理由があること。

4 青色申告の取りやめ

青色申告の承認を受けている者が、青色申告を自らやめるときは、取りやめる年の翌年3月15日までに届出書を、納税地の税務署長に提出する必要がある（法151）。

5 青色申告者の備え付けるべき帳簿書類とその保存

- (1) 青色申告者の備付帳簿の種類は、次のように定められている（法148、規56、昭42.8.31付大蔵省告示第112号）。

区 分	備 付 帳 簿
イ 正規の簿記で記帳する者	年末に、①貸借対照表と②損益計算書を作成することができるような正規の簿記(複式簿記)に基づく帳簿
ロ 簡易帳簿で記帳する者	① 現金出納帳 ② 売掛帳 ③ 買掛帳 ④ 経費明細帳 ⑤ 固定資産台帳
ハ 小規模事業者の収入及び費用の帰属時期の特例(法67)の適用を受けることにつき、承認を受けた者(現金主義による記帳)	現金主義に基づく現金出納帳及び固定資産台帳

- (注) 1 ロは、記帳を簡略化することにより、青色申告の普及を図ったものである。
- 2 ハの特例の適用を受けることができる者は、事業所得又は不動産所得を有する者で、前々年分の事業所得の金額と不動産所得の金額との合計額（青色専従者給与額又は白色の事業専従者控除額を差し引く前の金額）が、300万円以下の者である（法67、令195、197、規39、40、40の2）。
- この現金主義による記帳制度の特例を設けた趣旨は、発生主義による所得計算の原則に従って行う記帳が、現金取引を主体とする小規模事業者に馴染みにくいこともあることから、所得計算の簡便化を図り、事業者の多くが青色申告をすることのできる道を開いたものと言える。

- (2) 青色申告者は、取引を記録し、その帳簿書類を整理して7年間（一定のものは5年間）保存しなければならないこととされている（法148、規63）。
- これを白色申告者の場合と対比すると、次の表のとおりである。

区 分	青 色	白 色
帳簿	7年	法定帳簿（規102）…7年
決算関係書類		
現金・預金取引 等関係書類	原則7年 （前々年分所得300万円以下 の者は5年）	書類…5年
その他の書類	5年	

- (注) 6年目（一部の証ひょう書類については4年目）以降における保存は、マイクロフィルムによることができる（規63⑤、102⑤、平成10.3.31大蔵省告示135号、平成10.6.8国税庁告示1号）。
- また「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律」による帳簿書類の方法によることができる。

6 青色申告書に添付すべき書類

青色申告書には、原則として、貸借対照表、損益計算書、その他不動産所得、事業所得の金額等の計算に関する明細書（いわゆる「所得税青色申告決算書」）を添付することになっている（法149、規65）。ただし、簡易帳簿で記帳する者については、貸借対照表を添付しなくてもよいとされている。